

届出・証明

住所変更等の届出は

問 市民課 ☎ 841-1309 FAX 841-3039

転入・転出など引越しをしたときは下表の届出が必要です。市民課、各支所、枚方市駅市民窓口センターまでお越しください（市民課、枚方市駅市民窓口センターは第4日曜も受け付けている場合があります）。届出ができる人は本人または世帯主、同一世帯の人です。それ以外の方は委任状と、代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等その他書類は市ホームページをご覧ください。）が必要です。

種類	届出の期間	届出に必要な物
転入届	転入した日から14日以内	1. 転出証明書（前住所地の市町村にて発行）もしくは、前住所地で転出届を済ませたマイナンバーカード ※海外からの転入の場合は、戸籍謄本・戸籍附票（本籍地が枚方市以外の人のみ）、帰国者のパスポート 2. 運転免許証・運転経歴証明書・パスポートなど届出人を確認することができる公的な証明書 3. 外国人は、特別永住者証明書または在留カード、世帯主との続柄を証明する書類 4. 介護保険受給資格証明書（受給者のみ） 5. マイナンバーカード（お持ちの人のみ）
転出届	転出する前にあらかじめ	1. 枚方市発行の各種保険証・医療証など（お持ちの人のみ） 2. 運転免許証・運転経歴証明書・パスポートなど届出人を確認することができる公的な証明書 3. 外国人は、特別永住者証明書または在留カード、世帯主との続柄を証明する書類（転居届・世帯変更届のみ） 4. マイナンバーカード（お持ちの人のみ）
転居届	転居した日から14日以内	
世帯変更届	変更のあった日から14日以内	

各種保険・年金・手当など、他の担当課の手続きで上記以外のものが必要になる場合があります。

※特別永住者の新規登録や更新申請、再交付等「特別永住者証明書」の届出は市民課窓口のみで受付しています。

外国人住民の人は

問 市民課 ☎ 841-1309 FAX 841-3039

- 海外から転入の場合は、住所を定めた後、在留カードおよびパスポートをお持ちの上、転入日から14日以内に市民課、各支所、枚方市駅市民窓口センターで転入届を行ってください。ただし、3カ月を超えない短期滞在の人は住民登録できません。
- 枚方市内で転居の場合は、転居した日から14日以内に市民課、各支所で特別永住者証明書または在留カードをお持ちの上、届け出てください。枚方市外からの転入の場合は、前市の転出証明書が必要です。
- 住民票の写しは市民課、各支所、枚方市駅市民窓口センターで交付しています。請求できるのは本人または本人と同一世帯の人で代理人の場合は委任状が必要です。
- 平成24年7月8日以前の外国人登録原票の請求は出入国在留管理庁（☎03-5363-3005）へ。

パートナーシップ宣誓制度

問 人権政策課 ☎ 841-1424 FAX 841-1700

一方または双方が性的マイノリティであるカップルを対象に、お二人がパートナー関係であると宣誓されたことを公に証明し、パートナーシップ宣誓書受領証を交付しています。（要予約）

▶ 男女共同参画推進事業

問 人権政策課 ☎ 841-1424 FAX 841-1700

枚方市男女共同参画推進条例に基づき、性別にかかわらず人権が尊重され、仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会を目指して、男女共同参画啓発事業、DV防止啓発事業及び性的マイノリティ支援事業等を実施しています。

▶ 男女共生フロア・ウィル

問 男女共生フロア・ウィル ☎ 843-5636 FAX 843-5637

男女共生フロア・ウィル（ステーションビル枚方6階）は枚方市の男女共同参画の拠点施設です。男女共同参画に関する啓発事業、図書の出し出しや各種相談、情報提供を行っています。

戸籍の届出は

問 市民課 ☎ 841-1308 FAX 841-3039

子どもが生まれたとき、結婚するときなどは戸籍の届出が必要です。

戸籍の届出は、市民課または各支所、枚方市駅市民窓口センターで受け付けています。なお、休日・夜間など市役所の業務時間以外は、市役所本館1階の「夜間休日受付」で受け付けています。

※枚方市駅市民窓口センターは予約優先。

種類	届出の場所	届出の期間	届出人	届出に必要なもの
出生届	本籍地、所在地 または出生(死亡)のあったところ	生まれた日から 14日以内	父または母	1. 出生証明書の添付のある出生届 2. 届出人の署名 3. 母子健康手帳
死亡届		死亡を知った日 から7日以内	1. 親族 2. その他の同居者 3. 家主、地主または家屋もしくは 土地の管理人 4. 後見人、保佐人、補助人及び任 意後見人(資格証明が必要)	1. 死亡届 2. 届出人の署名 3. 病院で渡される死亡診断書または死体検案 書
婚姻届	本籍地または 所在地	—	夫および妻	1. 婚姻届(A3のもの) 2. 届出人の署名 3. 成年の証人2名の署名
離婚届				1. 離婚届(A3のもの) 2. 届出人の署名 3. 成年の証人2名の署名 ※裁判離婚の場合は他にも必要な書類があります。
養子縁組届				1. 養子縁組届(A3のもの) 2. 届出人の署名 3. 成年の証人2名の署名 4. 養子が未成年の場合は家庭裁判所の審判書 の謄本(自己または配偶者の直系卑属を養 子とする場合は不要) 5. 夫婦の一方が縁組する場合、配偶者の同意
転籍届	本籍地または 所在地	—	筆頭者および配偶者	1. 転籍届 2. 届出人の署名(婚姻中の場合は筆頭者およ び配偶者の署名が必要です)

また、上記以外にも養子離縁届、氏名変更届、認知届、入籍届などがあります。

認知・婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁の届出の際には、本人確認が必要です。マイナンバーカードや運転免許証等の提示をお願いしています。

なお、本人確認ができなかった場合は、届出があったことを後日郵送で通知しています。

届出により、証人が必要な場合がありますので、事前に用紙を取得してください。

届出に必要なものは、事例により異なる場合があります。

届書および必要なものが全て整っていれば、窓口を持参するのは使者でも可能です。

パートナーシップ宣誓制度については46ページに記載しています。

戸籍の証明書の発行は

問 市民課 ☎ 841-1306 FAX 841-3039 ※受理証明は☎ 841-1308

戸籍の証明書等の発行は、下記の窓口で取り扱っています。請求時に申請者の本人確認を行いますので、窓口で運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、パスポート等の公的証明書1点、もしくは、公的機関が発行した書類2点の提示をお願いします。また、郵便でも取り寄せることができます。郵送方法については、郵送担当(☎841-1354)へお問い合わせ、または市ホームページをご覧ください。

種類	手数料	申請窓口	必要なもの	申請時の注意事項
戸籍全部事項証明書(謄本)・個人事項証明書(抄本)	1通450円	市民課・各支所・枚方市駅市民 窓口センター(113ページ 参照)。ただし、受理証明は枚 方市に届出をした場合のみ。	本人確認書類 (運転免許証等) ※認印は不要です。	<ul style="list-style-type: none"> 第三者が請求する場合は、かならず使用目的または提出先を明記してください。 身分証明書の請求については本人が原則です。代理人による請求には委任状と、代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等その他書類は市ホームページをご覧ください。)が必要です。
除籍・原戸籍謄(抄)本	1通750円			
諸証明(身分証明書)	1通300円			
戸籍附票の写し	1通300円			
受理証明	1通350円			

本籍地が枚方市以外の戸籍証明書の発行は

問 市民課 ☎ **841-1354** FAX **841-3039**

令和6年(2024年)3月1日から、本籍地以外の市区町村の戸籍全部事項証明書等の発行が可能となりました。
※発行には時間がかかります。本籍地の状況により交付できない場合があります。

請求することができる人

- 本人、配偶者、父母・祖父母(直系尊属)、子・孫(直系卑属)
- ※直系尊属、直系卑属が記載されていない戸籍は請求することができません。

戸籍証明書の広域交付の受付場所・時間など			
受付窓口	受付時間	受付方法	注意事項
市民課証明発行コーナー (枚方市役所本館1階)	月曜日から金曜日 午前9時～ 午後5時30分	1.戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)のみの場合(現在戸籍証明書) 窓口で即日交付 ※本籍地の状況により交付できない場合があります。 2.相続関係などで過去にさかのぼる必要のある戸籍証明書 窓口で受付後お預かりし後日交付 ※おおむね2週間程度の時間を要します。 3.枚方市ホームページの「枚方市広域戸籍証明発行予約フォーム」から申請 ※予約フォームから予約し(7営業日前から予約可)、当日は受け取りに来られる方の顔写真付きの公的証明書を持参のうえ、証明発行コーナーで受け取りください。	<ul style="list-style-type: none"> ●相続関係などで過去にさかのぼる必要のある戸籍証明は時間を要します。 ●1～2カ月以内に戸籍の届出をされた場合は、最新の情報が反映された戸籍証明書等を発行できないことがあります。 ●本籍地の状況により発行できないこともあります。
津田支所 香里ヶ丘支所 北部支所 枚方市駅市民窓口センター		1.戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)のみの場合(現在戸籍証明書) 窓口で即日交付 ※本籍地の状況により交付できない場合があります。 2.相続関係などで過去にさかのぼる必要のある戸籍証明書 窓口で受付後お預かりし後日交付 ※おおむね2週間程度の時間を要します。	

◆注意事項

- 請求できる人が窓口に来庁し手続きが必要なため、代理人や郵送での請求はできません。
- 請求にあたっては、請求書に本籍地と筆頭者の正確な記載が必要となります。あらかじめご確認のうえ、お越しく下さい。
- 請求には、マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、運転経歴証明書、特別永住者証明書、在留カード、身体障害者手帳、療育手帳、パスポート等の顔写真付きの公的証明書が必要です。
- 発行には時間がかかります。本籍地の状況により交付できない場合があります。
- 一部事項証明書、個人事項証明書(戸籍抄本)は請求できません。従前どおり本籍地の市区町村へ請求ください。
- コンピューター化されていない一部の戸籍謄本、除籍謄本は請求できません。
- 戸籍の附票、身分証明書は対象外です。従前どおり本籍地の市区町村へ請求ください。
- 住民基本台帳法における支援措置を受けている人が同一戸籍に在籍している場合は発行できません。
- 1～2カ月以内に戸籍の届出をされた場合は、最新の情報が反映された戸籍証明書等を発行できないことがあります。

◆手数料等

戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 1通 450円
除籍全部事項証明書 1通 750円

詳細は、[市ホームページ](#)をご覧ください

印鑑登録は

問 市民課 ☎ 841-1309 FAX 841-3039

印鑑は、不動産の登記・金銭の貸借など、日常生活の様々なところで使われています。印鑑を実印として使うためには、本人自身のものとして公に立証するため登録することが必要です。市民課または各支所、枚方市駅市民窓口センターで手続きをしてください。

※枚方市駅市民窓口センターは予約優先。

印鑑登録の できる人	次の要件にすべて該当する人 1. 枚方市に住居登録をしている人 2. 年齢が15歳以上の人 3. 意思能力がある人
登録できない 印鑑	ゴム印等印面が変形しやすいもの、直径8ミリ未満または25ミリを超えるもの、屋号や職業・住所の入ったもの、欠けたりすり減って印影の出ないもの、ほかの人が登録を受けているものなど
登録に 必要な物	<本人が申請する場合> 運転免許証やパスポート、マイナンバーカードなど顔写真付きの公的な証明書と登録する印鑑があれば即日登録完了できます。顔写真付きの公的証明書がない場合は、申請を受けてから「印鑑の登録に関する照会書」を郵送します。申請から1カ月以内に届いた「印鑑の登録に関する照会書」と本人確認書類をお持ちいただければ、印鑑登録証を交付します。
	<代理人が申請する場合> 委任状と、登録する印鑑が必要です。申請した場合は、申請を受けてから「印鑑の登録に関する照会書」を郵送します。申請から1カ月以内に、届いた「印鑑の登録に関する照会書」、登録した本人および代理人両方の本人確認書類(原本)、登録した印鑑をお持ちいただければ、印鑑登録証を交付します。

印鑑(実印)や印鑑登録証(カード)を紛失したとき
…ただちに印鑑登録廃止届を届け出てください。本人が届出をできないときは、登録の手続きと同様、代理人が委任状を添えて行ってください。

印鑑登録証明書が必要なときは

問 市民課 ☎ 841-1306 FAX 841-3039

印鑑登録証明書が必要なときは、必ず印鑑登録証(カード)または印鑑登録手帳を持参してください。登録印だけでは印鑑登録証明書は交付できません。

マイナンバーカード(個人番号カード)の交付について

問 市民課 ☎ 841-1309 FAX 841-3039

- マイナンバーカードは、住所・氏名・性別・生年月日の基本4情報、マイナンバーなどが記載され、本人の顔写真が表示されます(申請時に1歳未満であれば顔写真は省略)。
- マイナンバーカードは、本人を確認するための身分証明書として利用できるほか、コンビニエンスストアで住民票の写しなどを取得できたり、e-Tax(国税電子申告・納税システム)の電子申請が行えます。
- 本人から地方公共団体情報システム機構へ申請されたマイナンバーカードは、同機構で作成されます。枚方市に届いたら、交付通知書を郵送しますので、交付通知書と必要書類を持参し、本人が窓口へお越しください。または、窓口で必要書類や顔写真を確認したうえで、後日に簡易書留等でマイナンバーカードを交付する方法もあります。必要書類等の詳細は、枚方市マイナンバーコールセンター(☎841-1133)までお問い合わせください。

※マイナンバーカードの申請や交付の方式は、今後変更となる場合があります。

住民票やマイナンバーカード等の旧氏(旧姓)の併記について

問 市民課 ☎ 841-1309 FAX 841-3039

婚姻等で氏に変更があった場合でも申し出により従来称してきた旧氏を住民票に記載したうえで、マイナンバーカード・印鑑登録証明書等に併記し公証することができます。また、旧氏による印鑑登録を行うことができます。手続きは市民課または各支所、枚方市駅市民窓口センターへ。

※「旧氏」とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。
※枚方市駅市民窓口センターは予約優先

住居表示・届出は

問 市民課 ☎ 841-1307 FAX 841-3039

市内で、建物を新・改築された場合は、建物の配置図・平面図・公図等を持って市民課または各支所で住居新築の届出をしてください。届出に基づいて建物の確認を行い、今後住所として使用する住居番号を付番します。

自動車の臨時運行許可の申請について

問 市民課 ☎ 841-1307 FAX 841-3039

自動車の臨時運行許可の申請を市民課で受け付けています。申請には自動車検査証(抹消登録証明書など)、自動車損害賠償責任保険証明書、本人確認書類(すべて原本)が必要です。許可した場合は、認可証および番号標を貸与します(必要最小限の日数で最大5日)。

各種証明の交付申請について

問 市民課証明発行コーナー

☎ 841-1306 FAX 841-3039

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の証明書、市税の課税(所得)証明・納税証明などの発行は、市役所本館1階の証明発行コーナーで行っています。また、枚方市駅市民窓口センターでは土・日曜、祝日・休日にも各種証明(市税および、他市区町村の戸籍全部事項証明書(謄本)・除籍・原戸籍謄本に関する証明を除く)の発行業務を行っています。詳細は47ページへ。

郵送でも交付します。詳細は郵送担当(☎841-1354)へお問い合わせを。または、☒市ホームページをご覧ください。また、マイナンバーカードをお持ちの人は、全国のコンビニエンスストアで発行することができます(113ページ参照)。

本人確認にご協力を

市民課・各支所・枚方市駅市民窓口センターでは、届出や証明書の請求をされる時に、本人確認を行っています。

顔写真付きの公的な証明書(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード)等をご提示ください。第三者による不正請求やなりすましによる届出を防ぐためにご協力ください。

本人通知制度への登録は

問 市民生活政策課

☎ 841-1356 FAX 841-3039

本人通知制度は、市町村が住民票の写し等の証明書類を本人以外の第三者等に交付した場合に、本人(登録が必要)に交付した事実をお知らせする制度です。この制度は、住民票などの不正請求や不正取得の防止・抑止を目的としています。

登録に必要な書類	(1)枚方市本人通知制度登録申請書(地域サービス課・市民課、各支所にあり。 ☒市ホームページからダウンロードも可能。) (2)申請者が本人であることを証明する書類(マイナンバーカード、運転免許証、旅券等) (3)現在枚方市に住民票も戸籍もない人で、次のいずれかに該当する場合は、現在の住所が確認できる公的な書類(マイナンバーカード、運転免許証、住民票の写し等) ・過去5年以内に枚方市に住民票があった人 ・過去に枚方市に戸籍があった人
登録申請ができる場所	市役所市民生活政策課または各支所
代理人による登録等の申請	法定代理人による場合と、登録者が疾病その他のやむを得ない理由により自ら申し出ることが困難な場合に限り可能です。代理人が申請する際は、代理権を明らかにする書類(委任状、戸籍の証明書、登記事項証明書等)が必要となります。

ご不明な点がございましたら、市民生活政策課までお問い合わせください。

パスポート(旅券)の申請は

問 枚方市パスポートセンター

☎ 807-8777 FAX 807-8778

岡東町12-1(ひらかたサンプラザ1号館2階)

日本国籍を有し、枚方市に住民登録をしている人または市内に居住している人が申請できます。

◆申請受付(代理申請・電子申請可)

平日 午前9時～午後4時30分

電子申請の詳細は☒市ホームページをご覧ください。

◆旅券交付(必ず本人がお越しください)

平日 午前9時～午後7時

日曜 午前9時～午後5時

※土曜・祝日・休日・年末年始は休み

申請に必要な書類

1. 一般旅券発給申請書(同センター・支所にあり)
2. 戸籍謄本(現在有効な旅券の切替申請で、氏名や本籍地に変更のない場合は省略可)
3. 住民票(枚方市の住民基本台帳システムで確認可能な人は不要)
4. 写真(縦45mm×横35mm、詳しくは申請案内を参照)
5. 運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認できるもの
6. 前回取得したパスポート
※2～4はいずれも6カ月以内に発行されたもの

申請から交付までの所要日数

申請日より約3週間後以降に交付

※提出書類に不備がある場合は、通常より日数がかかります。

手数料

受領時には、申請時に渡されるパスポート引換書(電子申請の場合は二次元バーコード)と手数料が必要です。現金をご用意ください。電子申請の方は、オンライン決済(クレジットカード納付)を選択できます。その場合、事前にクレジットカード情報の登録をマイナポータルからお願ひします。

種類	紙申請	電子申請
10年用(18歳以上)	16,300円	15,900円
5年用(12歳以上)	11,300円	10,900円
5年用(12歳未満)	6,300円	5,900円
残存有効期間同一	6,300円	5,900円

パスポートは申請から受け取らずに6カ月を過ぎると失効します。失効してから5年以内に新たに申請する場合、手数料が高くなります。

あなたは大丈夫？

犯罪から身を守る安全対策 女性の防犯編

女性が被害に遭いやすい犯罪は、意外と身近に起こっています。もしかして「私だけは大丈夫」と思っていませんか？「まさか私が…」という油断は禁物です。あなたのちょっとした心がけや工夫が被害の未然防止につながりますよ。

まずは知る？

狙われやすいシチュエーション

- 夕方から深夜の時間
- 一人の帰り道や裏通り
- 駐車場、駐輪場、公園、コインパーキング



実際にある被害

- 電車内での痴漢



- 盗撮被害



- ひったくり被害

- 未成年を狙った金銭トラブル



- ひとけのない路上でのわいせつ被害

生活の中で意識する！

こんな人要注意！

- じっと見てくる人や後ろからついてくる人
- 急にあなたに近づいてくる人



遭わない！させない！

コロナ禍でマスクしている人が増え、表情を読み取りづらいため、不審者かどうかを判断しづらくなっています。下記のポイントを押さえて、常日頃から警戒心をもって行動しましょう。



- 少し遠回りになっても人通りがあるとところやお店など、逃げ込める場所がある道を通りましょう。

- 夜道やひとけのない昼の公園では、ときどき後ろを振り返るなどして、警戒しましょう。



- スマートフォンの操作や音楽を聴く行為は、スキだらけで危険になります。注意しましょう。

- 防犯ニュースアプリなどを活用して、情報を取り入れましょう。



事件・事故などの警察への緊急通報は

110

被害に遭った時や、被害に遭って困っている人を見かけたら電話してください。

困りごとなど警察への相談は

シャープ きゅう いち いち まる

#9110

犯罪や事故に至ってないけれど、ストーカーやDVなど警察に相談したいときに電話してください。地域の警察相談窓口につながります。 ※携帯電話からも利用可

受付時間

平日
8:30～17:15
(各都道府県警察本部で異なります)

土日・祝日・時間外
24時間受付体制の一部の県警を除き、当直または音声案内で対応